

瑞浪市行政改革審議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、瑞浪市行政改革審議会規則第 8 条の規定による委員会の会議運営について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は公開とする。

（会議の傍聴）

第 3 条 会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録等）

第 4 条 会長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

（会議の規律）

第 5 条 何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 月 日から施行する。